

本資料のうち、枠囲みの内容は、営業秘密あるいは防護上の観点から公開できません。

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-093 改9
提出年月日	平成30年5月25日

## V-3-別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書

## 目次

V-3-別添 2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針

V-3-別添 2-1-1 残留熱除去系海水系ポンプの強度計算書

V-3-別添 2-1-2 残留熱除去系海水系ストレナの強度計算書

V-3-別添 2-1-3 ディーゼル発電機用海水ポンプの強度計算書

V-3-別添 2-1-4 ディーゼル発電機用海水ストレナの強度計算書

V-3-別添 2-1-5 ディーゼル発電機吸気口の強度計算書

V-3-別添 2-1-6 建屋の強度計算書

V-3-別添 2-2 防護対策施設の強度計算の方針

V-3-別添 2-2-1 防護対策施設の強度計算書

: 今回ご説明分

V-3-別添 2-1-2 残留熱除去系海水系ストレーナの強度計算書

## 目次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 位置	1
2.2 構造概要	2
2.3 評価方針	3
2.4 適用規格	4
3. 強度評価方法	5
3.1 記号の定義	5
3.2 評価対象部位	7
3.3 荷重及び荷重の組合せ	7
3.4 許容限界	9
3.5 評価方法	10
4. 評価条件	13
5. 強度評価結果	15

## 1. 概要

本資料は、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示すとおり、残留熱除去系海水系ストレーナが降下火砕物等堆積時においても、送水機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有することを確認するものである。

## 2. 基本方針

残留熱除去系海水系ストレーナは、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画を踏まえ、残留熱除去系海水系ストレーナの「2.1 位置」、 「2.2 構造概要」、 「2.3 評価方針」及び「2.4 適用規格」を示す。

### 2.1 位置

残留熱除去系海水系ストレーナは、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示すとおり、屋外の海水ポンプ室に設置する。海水ポンプ室の位置図を図 2-1 に示す。

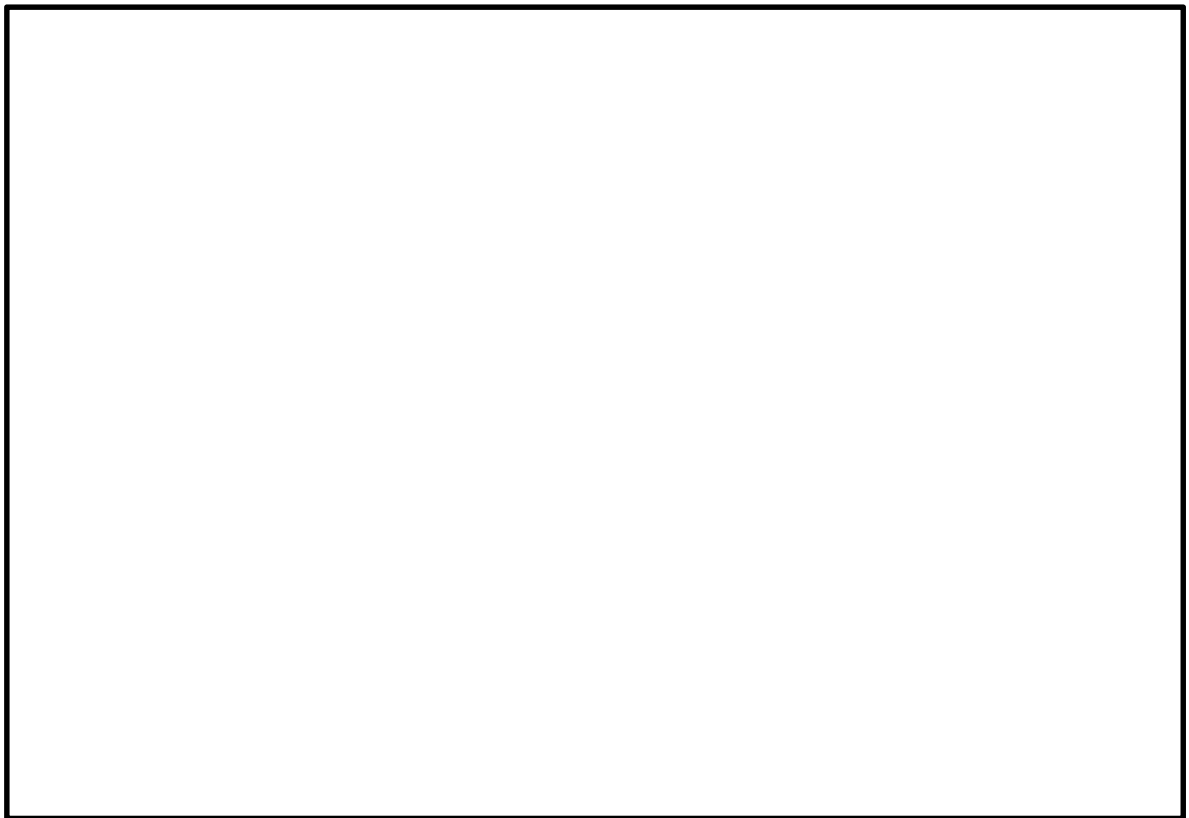


図 2-1 海水ポンプ室の位置図

## 2.2 構造概要

残留熱除去系海水系ストレーナは、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画を踏まえて、構造を設定する。

残留熱除去系海水系ストレーナは、胴板と支持脚が鋳物一体となった構造であり、基礎ボルトで固定されている。また、ストレーナの上部開口には蓋が設置されている。

同一設計の残留熱除去系海水系ストレーナを2台設置している。

降下火砕物等堆積による鉛直荷重の影響を直接受ける据付位置より上部のストレーナの概要図を図2-2に示す。また、降下火砕物等が残留熱除去系海水系ストレーナに最も多く堆積することが想定される状態図を図2-3に示す。

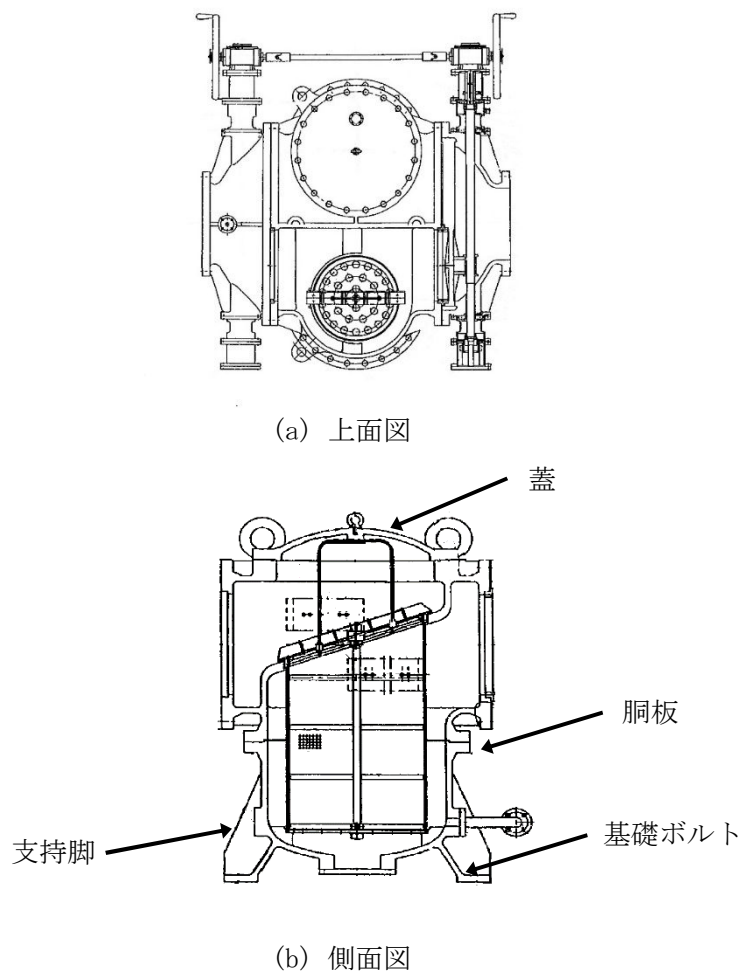
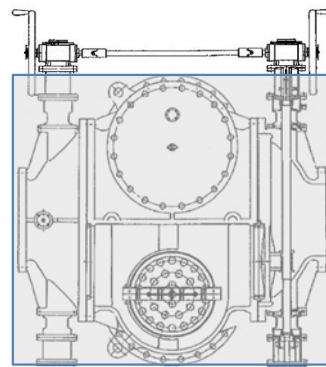


図 2-2 残留熱除去系海水系ストレーナの概要図



: 降下火砕物等の堆積面積\*

注記 \* : 保守的に基礎部面積分の降下火砕物がストレーナに堆積すると仮定し鉛直荷重を算出

図 2-3 降下火砕物等の堆積状態図

### 2.3 評価方針

残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価は、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」にて設定している、荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界を踏まえて、ストレーナの評価対象部位に作用する応力が、許容限界に収まることを「3. 強度評価方法」に示す方法により、「4. 評価条件」に示す評価条件を用いて計算し、「5. 強度評価結果」にて確認する。

残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価フローを図2-4に示す。残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価においては、その構造を踏まえ、降下火砕物等堆積による鉛直荷重とこれに組み合わせる荷重（以下「設計荷重」という。）の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を選定する。

降下火砕物等堆積による鉛直荷重については、ストレーナ上面の投影面積に対し降下火砕物等が堆積した場合を設定する。また、風荷重は水平方向より作用する外荷重という観点で地震荷重と同様なものであると考え、「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1・補-1984」（（社）日本電気協会）、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1987」（（社）日本電気協会）及び「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1991 追補版」（（社）日本電気協会）（以下「J E A G 4 6 0 1」という。）における1質点系モデルによる評価方法を準用する。それぞれの評価については、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「5. 強度評価方法」に示すたて置円筒形容器の評価式を用いる。残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界は、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」に示す許容限界である、J E A G 4 6 0 1 の許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>Sとする。

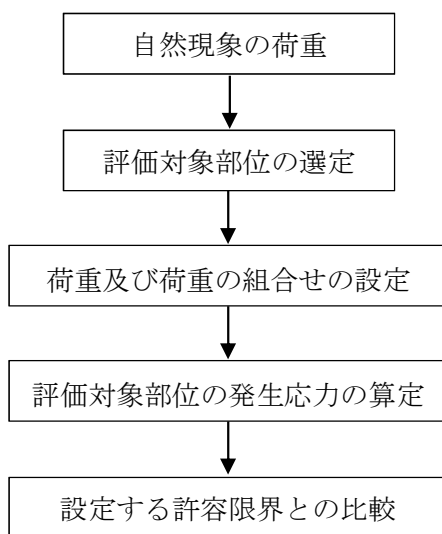


図2-4 残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価フロー

## 2.4 適用規格

適用する規格，基準等を以下に示す。

- (1) 建築基準法及び同施行令
- (2) 茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年3月9日茨城県規則第9号）
- (3) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG 4601・補 - 1984（（社）日本電気協会）
- (4) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1987（（社）日本電気協会）
- (5) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1991追補版（（社）日本電気協会）
- (6) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC 1-2005/2007（（社）日本機械学会）（以下「JSME」という。）



### 3. 強度評価方法

#### 3.1 記号の定義

残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価に用いる記号を表 3-1 に示す。

表 3-1 残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価に用いる記号(1/2)

記号	単位	定義
A	m <sup>2</sup>	受圧面積（風向に垂直な面に投影した面積）
A <sub>1</sub>	m <sup>2</sup>	降下火砕物等の堆積面積
A <sub>b</sub>	mm <sup>2</sup>	基礎ボルトの軸断面積
a	mm	蓋の外半径
B <sub>x1</sub>	mm	支持脚の寸法
B <sub>x2</sub>	mm	支持脚の寸法
B <sub>y1</sub>	mm	支持脚の寸法
B <sub>y2</sub>	mm	支持脚の寸法
C	—	建築物荷重指針・同解説により規定される風力係数
d	mm	基礎ボルト呼び径
D <sub>o</sub>	mm	ストレーナ幅（全幅）
E'	—	建築基準法施行令第 87 条第 2 項に規定する数値
E <sub>r</sub>	—	建設省告示第 1454 号の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数
F	MPa	J S M E SSB-3121.1(1)により規定される値
F <sub>b</sub>	N	基礎ボルトに対する引張力
F <sub>d</sub>	N	ストレーナ自重による荷重
F <sub>v</sub>	N	降下火砕物等堆積による鉛直荷重
F <sub>p</sub>	N	内包水の荷重
F <sub>v</sub> '	N/m <sup>2</sup>	単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重
f <sub>c</sub>	MPa	J S M E SSB-3121.1 により規定される供用状態 A 及び B での許容圧縮応力
f <sub>s</sub>	MPa	J S M E SSB-3121.1 により規定される供用状態 A 及び B での許容せん断応力
f <sub>t</sub>	MPa	J S M E SSB-3121.1 により規定される供用状態 A 及び B での許容引張応力
G	—	ガスト影響係数
g	m/s <sup>2</sup>	重力加速度
H	N	支持脚に常時作用するストレーナ自重及び内包水の荷重
H <sub>s</sub>	mm	ストレーナ高さ（全高）
h	mm	蓋の板厚
h <sub>g</sub>	mm	ストレーナ重心高さ

表 3-1 残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価に用いる記号(2/2)

記号	単位	定義
$L_1$	mm	基礎ボルト間の水平距離
$L_H$	mm	重心から基礎ボルト間の水平距離
$m$	kg	容器の有効運転質量*
$N$	—	基礎ボルトの本数
$n_f$	—	引張力を受ける基礎ボルトの本数
$p$	$N/mm^2$	蓋に作用する等分布荷重
$Q_b$	N	基礎ボルトに対するせん断力
$q$	$N/m^2$	設計用速度圧
$S$	$mm^2$	支持脚の断面積
$S_y$	MPa	J SME 付録材料図表Part5の表にて規定される設計降伏点
$S_u$	MPa	J SME 付録材料図表Part5の表にて規定される設計引張り強さ
$V_d$	m/s	基準風速
$W$	N	風荷重
$Z_b$	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示1454号に掲げる数値
$Z_G$	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示1454号に掲げる数値
$\pi$	—	円周率
$\sigma_b$	MPa	基礎ボルトに生じる引張応力
$\sigma_c$	MPa	支持脚に生じる圧縮応力
$\tau$	MPa	基礎ボルトに生じるせん断応力

注記 \* : 有効運転質量は、容器の満水時における質量とする。

### 3.2 評価対象部位

残留熱除去系海水系ストレーナの評価対象部位は、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」にて示している評価対象部位に従って、支持脚及び基礎ボルトとする。

評価対象部位は、「2.2 構造概要」にて設定している構造に基づき、設計荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し設定している。

降下火砕物等堆積による鉛直荷重は、最も降下火砕物が堆積するストレーナ上部の蓋、蓋等のストレーナの上部を介して鋳物一体成型の胴板及び支持脚に作用する。風荷重については、鋳物一体成型の胴板及び支持脚を介して基礎ボルトに作用する。

このことから、降下火砕物が堆積する蓋及び蓋等のストレーナ上部を介して荷重が作用する胴板及び支持脚のうち断面積が小さい支持脚を降下火砕物等堆積による鉛直荷重に対する評価対象部位として選定する。また、残留熱除去系海水系ストレーナの構造は、一般的な横型ポンプと同様に支持脚が鋳物一体成型であり、構造的に1個の大きなブロックと見なせ、風荷重は水平方向より作用する荷重という観点で地震と同様であるため、J E A Gの横形ポンプの評価を準用し、基礎ボルトを風荷重に対する評価対象部位として選定する。

残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価における評価対象部位を、図 3-1 に示す。

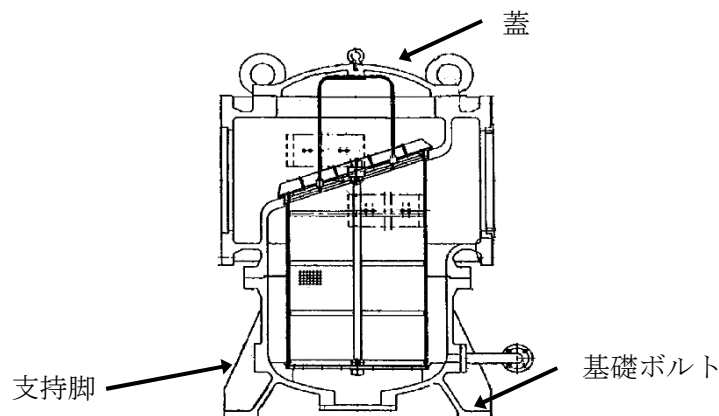


図 3-1 残留熱除去系海水系ストレーナの評価対象部位

### 3.3 荷重及び荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せは、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に示している荷重及び荷重の組合せを用いる。

#### (1) 荷重の設定

残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価に用いる荷重を以下に示す。

##### a. 常時作用する荷重( $F_d$ )

常時作用する荷重は、自重を考慮する。

b. 降下火砕物等堆積による鉛直荷重 ( $F_v$ )

単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重は、7565 N/m<sup>2</sup>とする。

c. 風荷重 ( $W$ )

風荷重は、基準風速 30 m/s に基づき算定する。

風荷重はV-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1(3)c. 水平荷重」に示す式に従い、算出する。全高 $H_s$ が5 m以下であるため、 $H_s$ が $Z_b$ 以下の場合の式を用いる。

$$W = q \cdot C \cdot A$$

ここで

$$A = H_s \cdot D_o$$

$$q = 0.6 \cdot E' \cdot V_D^2$$

$$E' = E_r^2 \cdot G$$

$$E_r = 1.7 \cdot (Z_b / Z_G)^\alpha$$

d. 運転時の状態で作用する荷重 ( $F_p$ )

運転時の状態で作用する荷重として、自重に内包水の荷重を考慮する。

(2) 荷重の組合せ

残留熱除去系海水系ストレーナの蓋及び支持脚には、自重、降下火砕物等堆積による鉛直荷重が作用する。また、基礎ボルトには、自重、降下火砕物等体積による鉛直荷重、風荷重による荷重が作用する。

残留熱除去系海水系ストレーナの強度評価にて考慮する荷重の組合せを表 3-2 に示す。

表 3-2 荷重の組合せ

施設名称	評価対象部位	荷重
残留熱除去系海水系 ストレーナ	蓋 支持脚	①自重 ②降下火砕物等堆積による鉛直荷重
	基礎ボルト	①自重 ②降下火砕物等堆積による鉛直荷重 ③風荷重

### 3.4 許容限界

残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界は、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」にて設定している許容限界に従って、「3.2 評価対象部位」にて設定している評価対象部位ごとに、機能損傷モードを考慮し、J E A G 4 6 0 1 に基づき許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>Sの許容応力を用いる。

残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界は、J E A G 4 6 0 1 を準用し、「クラス 2,3 支持構造物」の許容限界を適用する。設計荷重に対して、当該施設に要求される安全機能を維持できるように弾性設計とするため、許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>Sから算出した以下の許容応力を許容限界とする。J E A G 4 6 0 1 に従い、J S M E 付録材料図表 Part5, 6 の表にて許容応力を評価する際は、評価対象部位の周囲環境温度に応じた値をとるものとするが、温度が J S M E 付録材料図表記載の中間の値の場合は、比例法を用いて評価する。ただし、J S M E 付録材料図表 Part5, 6 で比例法を用いる場合の端数処理は、小数点第 1 位以下を切り捨てた値を用いるものとする。

残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界について、蓋の許容限界を表 3-3、支持脚の許容限界を表 3-4、基礎ボルトの許容限界を表 3-5 に示す。

表 3-3 残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界 (蓋)

状態	許容限界
	曲げ
許容応力状態Ⅲ <sub>A</sub> S	$S_y$

表 3-4 残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界 (支持脚)

状態	許容限界
	圧縮
許容応力状態Ⅲ <sub>A</sub> S	$1.5 f_c^*$

\* : J S M E SSB-3120 に規定される供用状態 C に対する許容応力算定に用いる応力

表 3-5 残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界 (基礎ボルト)

評価対象部位	許容応力状態	応力の種類	許容限界
基礎ボルト	Ⅲ <sub>A</sub> S	一次応力	
		引張	$1.5 f_t$
		せん断	$1.5 f_s$
		組合せ	$\text{Min} \{ 1.5 f_t, (2.1 f_t - 1.6 \tau) \}$

### 3.5 評価方法

残留熱除去系海水ストレーナの応力評価は、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「5. 強度評価方法」にて設定している残留熱除去系海水ストレーナの評価式を用いる。

#### (1) 評価方法

##### a. 蓋に対する応力評価

ストレーナの蓋は、平板円板モデルとし評価を行う。

##### b. 支持脚に対する応力評価

###### (a) 降下火砕物堆積による鉛直荷重

$$F_V = F_V' \cdot A_1$$

降下火砕物等の堆積面積図を図 3-2 に示す。保守的に基礎部面積分の降下火砕物がストレーナに堆積すると仮定し、堆積面積を基礎部面積とする。

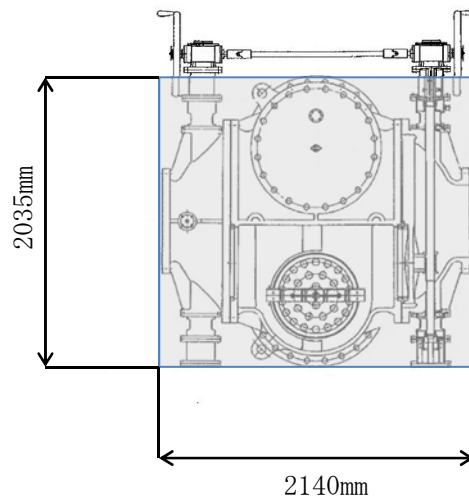


図 3-2 降下火砕物等の堆積面積図

###### (b) 支持脚に常時作用するストレーナ自重による軸方向荷重

$$H = F_d$$

ここで、

$$F_d = m \cdot g$$

##### b. 応力評価

###### (a) 蓋に生じる曲げ応力

鉛直荷重により蓋に作用する最大曲げ応力  $\sigma_{max}$  は次による。

$$\sigma_{max} = 1.24 \cdot \frac{p \cdot a^2}{h^2}$$

(b) 支持脚に生じる圧縮応力

$$\sigma_c = \frac{F_v + H}{S}$$

ここで

$$S = \left\{ (B_{x1} \cdot B_{y1} \cdot 2) + (B_{x2} \cdot B_{y2}) \right\} \cdot 4$$

支持脚の断面図を図 3-3 に示す。

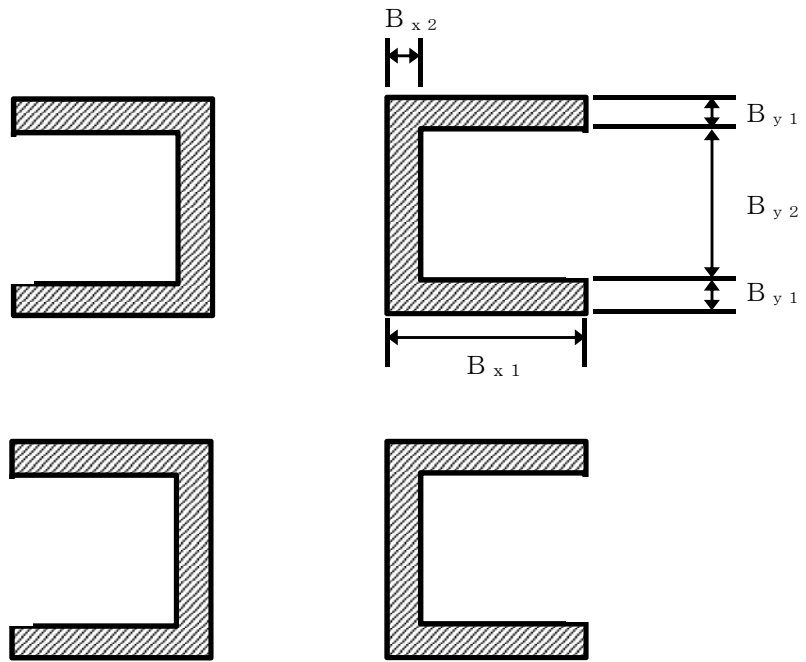


図 3-3 支持脚の断面図

c. 基礎ボルトに対する許容応力評価

(a) 計算モデル

降下火砕物等堆積による鉛直荷重、自重（鉛直荷重）並びに風荷重（水平荷重）に対する、基礎ボルトの構造健全性を1質点系モデルとして計算を行う。ここで、荷重の作用点は評価上高さの1/2より高いストレーナの重心位置とする。残留熱除去系海水系ストレーナのモデル図を図3-4に示す。

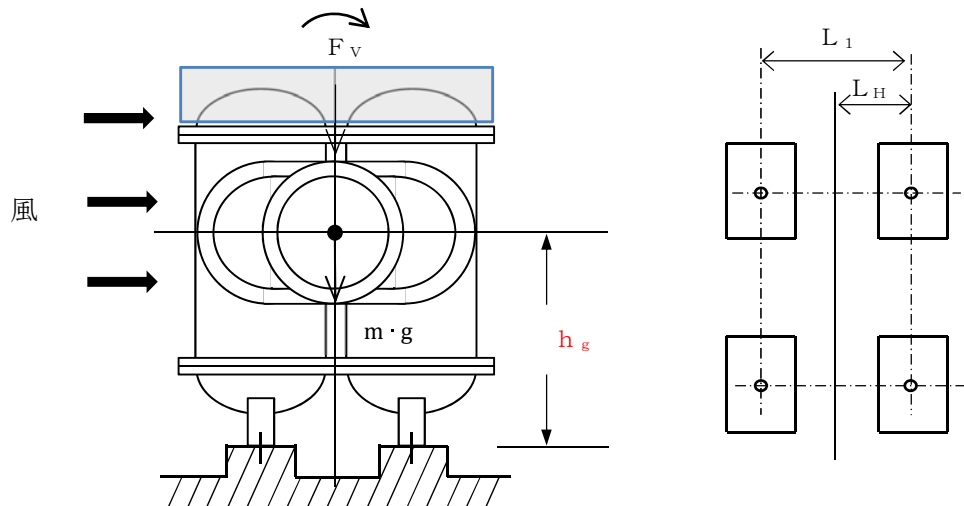


図3-4 残留熱除去系海水系ストレーナモデル図

(b) 計算方法

イ. 引張応力

基礎ボルトに対する引張力は最も厳しい条件として、図3-4で基礎ボルトを支点とする転倒を考え、これを片側の基礎ボルトで受けるものとして計算する。

(イ) 引張力

$$F_b = \frac{W \cdot h_g + (m \cdot g + F_v) L_H}{n_f \cdot L_1}$$

ここで、

$$F_v = F_v' \cdot A_1$$

(ロ) 引張応力

$$\sigma_b = \frac{F_b}{A_b}$$

ここで、基礎ボルトの軸断面積  $A_b$  は

$$A_b = \frac{\pi}{4} d^2$$



ロ. せん断応力

基礎ボルトに対するせん断応力は、基礎ボルト全本数で受けるものとして計算する。

(イ) せん断力

$$Q_b = W$$

(ロ) せん断応力

$$\tau = \frac{Q_b}{A_b \cdot N}$$

4. 評価条件

「3. 強度評価方法」に用いる評価条件を表 4-1～表 4-4 に示す。

表 4-1 許容応力評価に用いる条件(残留熱除去系海水系ストレーナ)

評価対象部位	材料	温度条件(°C)	S <sub>y</sub> (MPa)	S <sub>u</sub> (MPa)	F (MPa)	1.5 f <sub>t</sub> (MPa)	1.5 f <sub>s</sub> (MPa)	1.5 f <sub>c</sub> (MPa)
蓋, 支持脚	SCS14	50*	180	429	185	—	—	184
基礎ボルト	SS400	50*	231	394	231	173	133	—

注記 \* : 周囲環境温度

表 4-2 評価条件 (風荷重)

q (N/m <sup>2</sup> )	G (-)	C (-)	A (m <sup>2</sup> )
960	2.2	2.4	3.76

表 4-3 評価条件 (蓋)

p (N/mm <sup>2</sup> )	a (mm)	h (mm)
0.0115	460	28

表 4-4 評価条件(支持脚及び基礎ボルト)

$g$ ( $m/s^2$ )	$F_v'$ ( $N/m^2$ )	$A_1$ ( $m^2$ )	$B_{x1}$ ( $mm$ )	$B_{x2}$ ( $mm$ )	$B_{y1}$ ( $mm$ )	$B_{y2}$ ( $mm$ )
9.80665	7565	4.35	150	25	25	174

$L_H$ ( $mm$ )	$L_1$ ( $mm$ )	$D_o$ ( $mm$ )	$H_s$ ( $mm$ )	$m$ ( $kg$ )
515	1030	2140	1755	9850

ボルト サイズ	$N$ (-)	$n_f$ (-)	$A_b$ ( $mm^2$ )	$h_g$ ( $mm$ )	$W$ ( $N$ )
M30	4	2	706.9	1188	8650

5. 強度評価結果

降下火砕物等堆積時の強度評価結果を表 5-1, 表 5-2 及び表 5-3 に示す。

支持脚及び基礎ボルトに発生する応力は, 許容応力以下である。

表 5-1 残留熱除去系海水系ストレーナの評価結果 (蓋)

評価部位	材料	応力	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
蓋	SCS14	曲げ	4	180

表 5-2 残留熱除去系海水系ストレーナの評価結果 (支持脚)

評価部位	材料	応力	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
支持脚	SCS14	圧縮	3	184

表 5-3 残留熱除去系海水系ストレーナの評価結果 (基礎ボルト)

応力分類	風荷重Wによる応力 (MPa)	許容限界 (MPa)
引張	53	173
せん断	4	133
組合せ	53	173

V-3-別添 2-1-4 ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度計算書

## 目次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 位置	1
2.2 構造概要	2
2.3 評価方針	3
2.4 適用規格	4
3. 強度評価方法	5
3.1 記号の定義	5
3.2 評価対象部位	7
3.3 荷重及び荷重の組合せ	7
3.4 許容限界	9
3.5 評価方法	10
4. 評価条件	13
5. 強度評価結果	15

## 1. 概要

本資料は、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示すとおり、非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ（以下「ディーゼル発電機用海水ストレーナ」という。）が降下火砕物等堆積時においても、送水機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有することを確認するものである。

## 2. 基本方針

ディーゼル発電機用海水ストレーナは、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画を踏まえ、ディーゼル発電機用海水ストレーナの「2.1 位置」、「2.2 構造概要」、「2.3 評価方針」及び「2.4 適用規格」を示す。

### 2.1 位置

ディーゼル発電機用海水ストレーナは、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示すとおり、屋外の海水ポンプ室に設置する。海水ポンプ室の位置図を図 2-1 に示す。

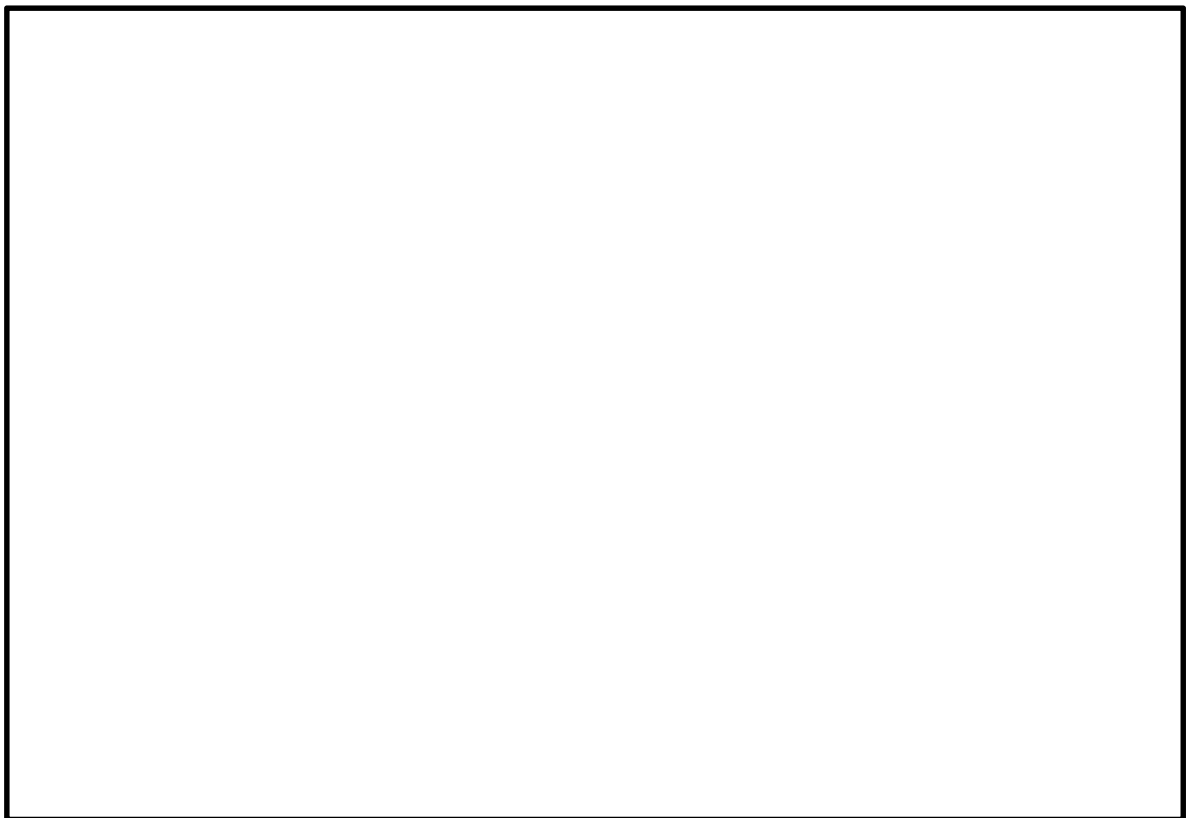


図 2-1 海水ポンプ室の位置図

## 2.2 構造概要

ディーゼル発電機用海水ストレーナは、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画を踏まえて、構造を設定する。

ディーゼル発電機用海水ストレーナは、胴板と支持脚が鋳物一体となった構造であり、基礎ボルトで固定されている。また、ストレーナ上部開口部には蓋が設置されている。

同一設計のディーゼル発電機用海水ストレーナを3台設置している。

降下火砕物等堆積による鉛直荷重の影響を直接受ける据付位置より上部のストレーナの概要図を図2-2に示す。また、降下火砕物等がディーゼル発電機用海水ストレーナに最も多く堆積することが想定される状態図を図2-3に示す。

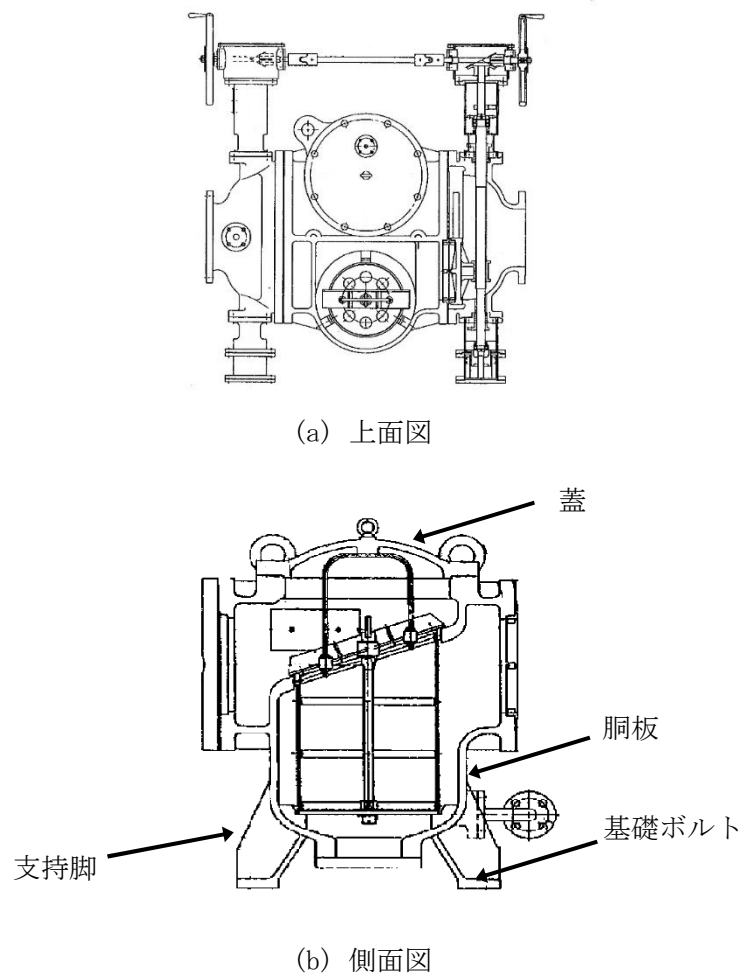
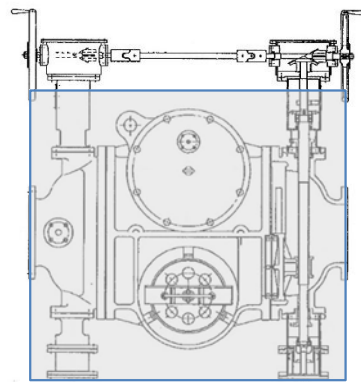


図 2-2 ディーゼル発電機用海水ストレーナの概要図



□ : 降下火砕物等の堆積面積\*

注記 \* : 保守的に基礎部面積分の降下火砕物がストレーナに堆積すると仮定し鉛直荷重を算出

図 2-3 降下火砕物等の堆積状態図

### 2.3 評価方針

ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価は、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」にて設定している、荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界を踏まえて、ストレーナの評価対象部位に作用する応力が、許容限界に収まることを「3. 強度評価方法」に示す方法により、「4. 評価条件」に示す評価条件を用いて計算し、「5. 強度評価結果」にて確認する。

ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価フローを図2-4に示す。ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価においては、その構造を踏まえ、降下火砕物等堆積による鉛直荷重とこれに組み合わせる荷重（以下「設計荷重」という。）の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を選定する。

降下火砕物等堆積による鉛直荷重については、ストレーナ上面の投影面積に対し降下火砕物等が堆積した場合を設定する。また、風荷重は水平方向より作用する外荷重という観点で地震荷重と同様なものと考え、「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1・補-1984」（（社）日本電気協会）、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1987」（（社）日本電気協会）及び「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1991 追補版」（（社）日本電気協会）（以下「J E A G 4 6 0 1」という。）における1質点系モデルによる評価方法を準用する。それぞれの評価については、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「5. 強度評価方法」に示すたて置円筒形容器の評価式を用いる。残留熱除去系海水系ストレーナの許容限界は、V-3-別添2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」に示す許容限界である、J E A G 4 6 0 1の許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>Sとする。



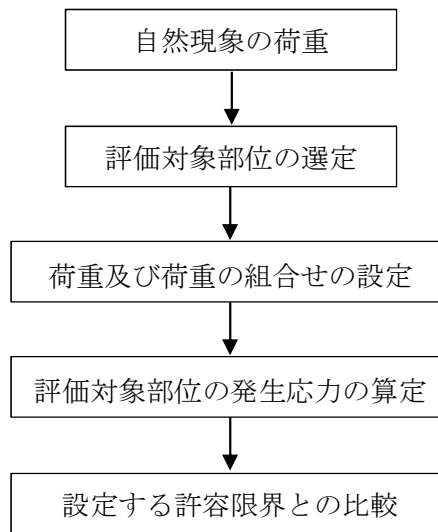


図2-4 ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価フロー

#### 2.4 適用規格

適用する規格，基準等を以下に示す。

- (1) 建築基準法及び同施行令
- (2) 茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年3月9日茨城県規則第9号）
- (3) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG 4601・補 - 1984（（社）日本電気協会）
- (4) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1987（（社）日本電気協会）
- (5) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1991追補版（（社）日本電気協会）
- (6) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC 1-2005/2007（（社）日本機械学会）（以下「JSME」という。）

### 3. 強度評価方法

#### 3.1 記号の定義

ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価に用いる記号を表 3-1 に示す。

表 3-1 ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価に用いる記号(1/2)

記号	単位	定義
A	m <sup>2</sup>	受圧面積（風向に垂直な面に投影した面積）
A <sub>1</sub>	m <sup>2</sup>	降下火砕物等の堆積面積
A <sub>b</sub>	mm <sup>2</sup>	基礎ボルトの軸断面積
a	mm	蓋の外半径
B <sub>x1</sub>	mm	支持脚の寸法
B <sub>x2</sub>	mm	支持脚の寸法
B <sub>y1</sub>	mm	支持脚の寸法
B <sub>y2</sub>	mm	支持脚の寸法
C	—	建築物荷重指針・同解説により規定される風力係数
d	mm	基礎ボルト呼び径
D <sub>o</sub>	mm	ストレーナ幅（全幅）
E'	—	建築基準法施行令第 87 条第 2 項に規定する数値
E <sub>r</sub>	—	建設省告示第 1454 号の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数
F	MPa	J S M E SSB-3121.1(1)により規定される値
F <sub>b</sub>	N	基礎ボルトに対する引張力
F <sub>d</sub>	N	ストレーナ自重による荷重
F <sub>v</sub>	N	降下火砕物等堆積による鉛直荷重
F <sub>p</sub>	N	内包水の荷重
F <sub>v</sub> '	N/m <sup>2</sup>	単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重
f <sub>c</sub>	MPa	J S M E SSB-3121.1 により規定される供用状態 A 及び B での許容圧縮応力
f <sub>s</sub>	MPa	J S M E SSB-3121.1 により規定される供用状態 A 及び B での許容せん断応力
f <sub>t</sub>	MPa	J S M E SSB-3121.1 により規定される供用状態 A 及び B での許容引張応力
G	—	ガスト影響係数
g	m/s <sup>2</sup>	重力加速度
H	N	支持脚に常時作用するストレーナ自重及び内包水の荷重
H <sub>s</sub>	mm	ストレーナ高さ（全高）
h	mm	蓋の板厚
h <sub>g</sub>	mm	ストレーナ重心高さ

表 3-1 ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価に用いる記号(2/2)

記号	単位	定義
$L_1$	mm	基礎ボルト間の水平距離
$L_H$	mm	重心から基礎ボルト間の水平距離
$m$	kg	容器の有効運転質量*
$N$	—	基礎ボルトの本数
$n_f$	—	引張力を受ける基礎ボルトの本数
$p$	$N/mm^2$	蓋に作用する等分布荷重
$Q_b$	N	基礎ボルトに対するせん断力
$q$	$N/m^2$	設計用速度圧
$S$	$mm^2$	支持脚の断面積
$S_y$	MPa	J SME 付録材料図表Part5の表にて規定される設計降伏点
$S_u$	MPa	J SME 付録材料図表Part5の表にて規定される設計引張り強さ
$V_d$	m/s	基準風速
$W$	N	風荷重
$Z_b$	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示1454号に掲げる数値
$Z_G$	m	地表面粗度区分に応じて建設省告示1454号に掲げる数値
$\pi$	—	円周率
$\sigma_b$	MPa	基礎ボルトに生じる引張応力
$\sigma_c$	MPa	支持脚に生じる圧縮応力
$\tau$	MPa	基礎ボルトに生じるせん断応力

注記 \* : 有効運転質量は、容器の満水時における質量とする。

### 3.2 評価対象部位

ディーゼル発電機用海水ストレーナの評価対象部位は、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」にて示している評価対象部位に従って、支持脚及び基礎ボルトとする。

評価対象部位は、「2.2 構造概要」にて設定している構造に基づき、設計荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し設定している。

降下火砕物等堆積による鉛直荷重は、最も多く降下火砕物が堆積するストレーナ上部の蓋、蓋等のストレーナ上部を介して鋳物一体成型の胴板及び支持脚に作用する。風荷重については、鋳物一体成型の胴板及び支持脚を介して基礎ボルトに作用する。

このことから、降下火砕物が堆積する蓋及び蓋等のストレーナ上部を介して荷重が作用する胴板及び支持脚のうち断面積が小さい支持脚を降下火砕物等堆積による鉛直荷重に対する評価対象部位として選定する。また、残留熱除去系海水系ストレーナの構造は、一般的な横型ポンプと同様に支持脚が鋳物一体成型であり、構造的に1個の大きなブロックと見なせ、風荷重は水平方向より作用する荷重という観点で地震と同様であるため、J E A Gの横形ポンプの評価を準用し、基礎ボルトを風荷重に対する評価対象部位として選定する。

ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価における評価対象部位を、図3-1に示す。

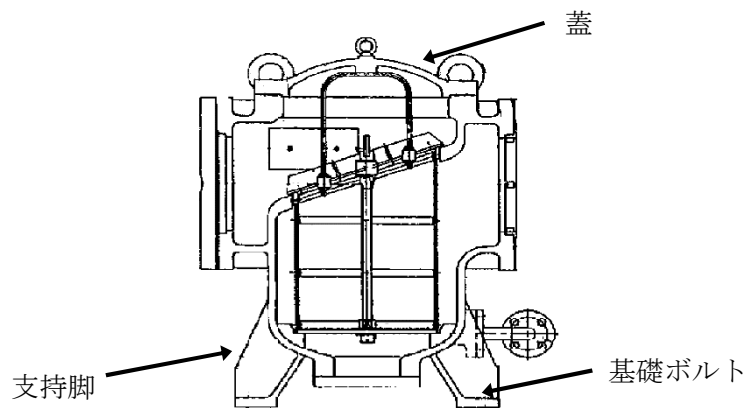


図3-1 ディーゼル発電機用海水ストレーナの評価部位

### 3.3 荷重及び荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せは、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に示している荷重及び荷重の組合せを用いる。

#### (1) 荷重の設定

ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価に用いる荷重を以下に示す。

##### a. 常時作用する荷重( $F_d$ )

常時作用する荷重は、自重を考慮する。

b. 降下火砕物等堆積による鉛直荷重 ( $F_v$ )

単位面積当たりの降下火砕物等堆積による鉛直荷重は、7565 N/m<sup>2</sup>とする。

c. 風荷重 (W)

風荷重は、基準風速 30 m/s に基づき算定する。

風荷重はV-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1(3)c. 水平荷重」に示す式に従い、算出する。全高 $H_s$ が5 m以下であるため、 $H_s$ が $Z_b$ 以下の場合の式を用いる。

$$W = q \cdot C \cdot A$$

ここで

$$A = H_s \cdot D_o$$

$$q = 0.6 \cdot E' \cdot V_D^2$$

$$E' = E_r^2 \cdot G$$

$$E_r = 1.7 \cdot (Z_b / Z_G)^\alpha$$

d. 運転時の状態で作用する荷重 ( $F_p$ )

運転時の状態で作用する荷重として、自重に内包水の荷重を考慮する。

(2) 荷重の組合せ

ディーゼル発電機用海水ストレーナの蓋及び支持脚には、自重、降下火砕物等堆積による鉛直荷重が作用する。また、基礎ボルトには、自重、降下火砕物等体積による鉛直荷重、風荷重による荷重が作用する。

ディーゼル発電機用海水ストレーナの強度評価にて考慮する荷重の組合せを表 3-2 に示す。

表 3-2 荷重の組合せ

施設名称	評価対象部位	荷重
ディーゼル発電機用 海水ストレーナ	蓋 支持脚	①自重 ②降下火砕物等堆積による鉛直荷重
	基礎ボルト	①自重 ②降下火砕物等堆積による鉛直荷重 ③風荷重

### 3.4 許容限界

ディーゼル発電機用海水ストレーナの許容限界は、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」にて設定している許容限界に従って、「3.2 評価対象部位」にて設定している評価対象部位ごとに、機能損傷モードを考慮し、J E A G 4 6 0 1 に基づき許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S の許容応力を用いる。

ディーゼル発電機用海水ストレーナの許容限界は、J E A G 4 6 0 1 を準用し、「クラス 2,3 支持構造物」の許容限界を適用する。設計荷重に対して、当該施設に要求される安全機能を維持できるように弾性設計とするため、許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S から算出した以下の許容応力を許容限界とする。J E A G 4 6 0 1 に従い、J S M E 付録材料図表 Part5, 6 の表にて許容応力を評価する際は、評価対象部位の周囲環境温度に応じた値をとるものとするが、温度が J S M E 付録材料図表記載の中間の値の場合は、比例法を用いて評価する。ただし、J S M E 付録材料図表 Part5, 6 で比例法を用いる場合の端数処理は、小数点第 1 位以下を切り捨てた値を用いるものとする。

ディーゼル発電機用海水ストレーナの許容限界について、蓋の許容限界を表 3-3、支持脚の許容限界を表 3-4、基礎ボルトの許容限界を表 3-5 に示す。

表 3-3 ディーゼル発電機用海水ストレーナの許容限界 (蓋)

状態	許容限界
	曲げ
許容応力状態Ⅲ <sub>A</sub> S	$S_y$

表 3-4 ディーゼル発電機用海水ストレーナの許容限界 (支持脚)

状態	許容限界
	圧縮
許容応力状態Ⅲ <sub>A</sub> S	$1.5 f_c^*$

\* : J S M E SSB-3120 に規定される供用状態 C に対する許容応力算定に用いる応力

表 3-5 ディーゼル発電機用海水ストレーナの許容限界 (基礎ボルト)

評価対象部位	許容応力状態	応力の種類		許容限界
基礎ボルト	Ⅲ <sub>A</sub> S	一次応力	引張	$1.5 f_t$
			せん断	$1.5 f_s$
			組合せ	$\text{Min} \{ 1.5 f_t, (2.1 f_t - 1.6 \tau) \}$

### 3.5 評価方法

ディーゼル発電機用海水ストレーナの応力評価は、V-3-別添 2-1「火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「5. 強度評価方法」にて設定しているディーゼル発電機用海水ストレーナの評価式を用いる。

#### (1) 評価方法

##### a. 蓋に対する応力評価

ストレーナの蓋は、平板円板モデルとし評価を行う。

##### b. 支持脚に対する許容応力評価

###### (a) 降下火砕物堆積による鉛直荷重

$$F_v = F_v' \cdot A_1$$

降下火砕物等の堆積面積図を図 3-2 に示す。保守的に基礎部面積分の降下火砕物がストレーナに堆積すると仮定し、堆積面積は保守的に基礎部面積とする。

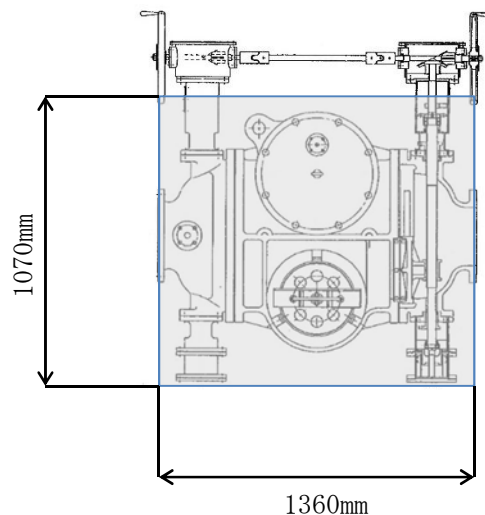


図 3-2 降下火砕物等の堆積面積図

###### (b) 支持脚に常時作用するストレーナ自重による軸方向荷重

$$H = F_d$$

ここで

$$F_d = m \cdot g$$

##### b. 応力評価

###### (a) 蓋に生じる曲げ応力

鉛直荷重により蓋に作用する最大曲げ応力  $\sigma_{max}$  は次による。

$$\sigma_{max} = 1.24 \cdot \frac{p \cdot a^2}{h^2}$$

(b) 支持脚に生じる圧縮応力

$$\sigma_c = \frac{F_v + H}{S}$$

ここで

$$S = \left\{ (B_{x1} \cdot B_{y1} \cdot 2) + (B_{x2} \cdot B_{y2}) \right\} \cdot 4$$

支持脚の断面図を図 3-3 に示す。

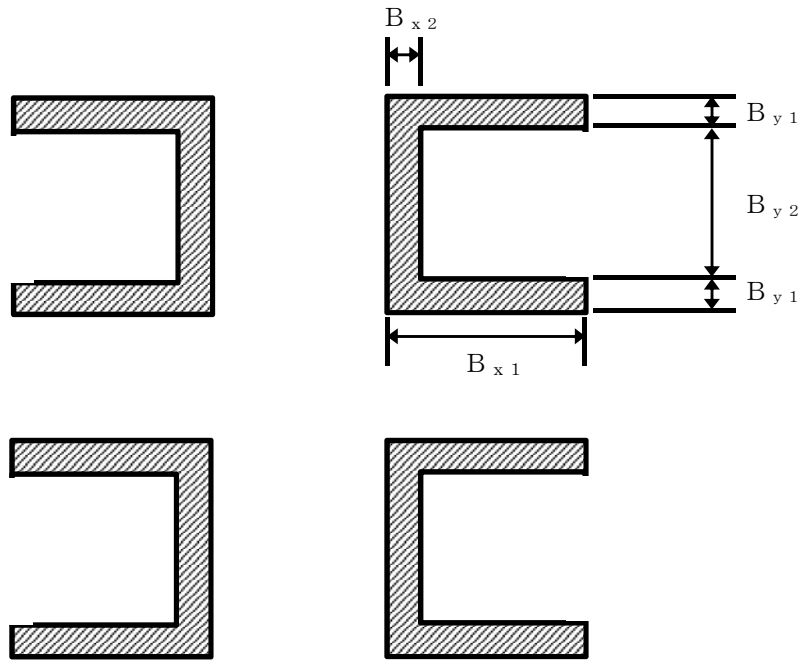


図 3-3 支持脚の断面図



c. 基礎ボルトに対する許容応力評価

(a) 計算モデル

降下火砕物等堆積による鉛直荷重、自重（鉛直荷重）並びに風荷重（水平荷重）に対する，に対する，基礎ボルトの構造健全性を1質点系モデルとして計算を行う。ここで，荷重の作用点は評価上高さの1/2より高いストレーナの重心位置とする。ディーゼル発電機用海水ストレーナのモデル図を図3-4に示す。

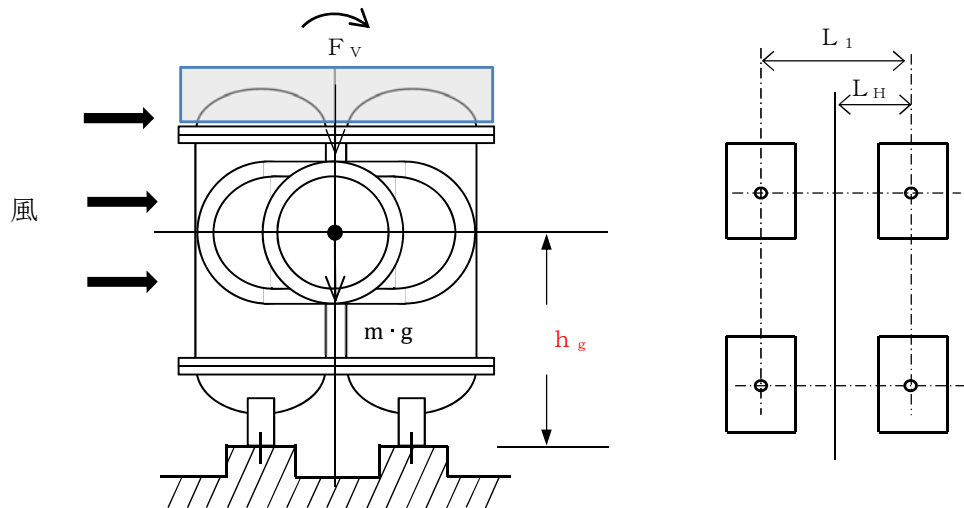


図3-4 残留熱除去系海水系ストレーナモデル図

(b) 計算方法

イ. 引張応力

基礎ボルトに対する引張力は最も厳しい条件として，図3-4で基礎ボルトを支点とする転倒を考え，これを片側の基礎ボルトで受けるものとして計算する。

(イ) 引張力

$$F_b = \frac{W \cdot h_g + (m \cdot g + F_v) L_H}{n_f \cdot L_1}$$

ここで，

$$F_v = F_v' \cdot A_1$$

(ロ) 引張応力

$$\sigma_b = \frac{F_b}{A_b}$$

ここで，基礎ボルトの軸断面積  $A_b$  は

$$A_b = \frac{\pi}{4} d^2$$

ロ. せん断応力

基礎ボルトに対するせん断応力は、基礎ボルト全本数で受けるものとして計算する。

(イ) せん断力

$$Q_b = W$$

(ロ) せん断応力

$$\tau = \frac{Q_b}{A_b \cdot N}$$

4. 評価条件

「3. 強度評価方法」に用いる評価条件を表 4-1～表 4-4 に示す。

表 4-1 許容応力評価に用いる条件(ディーゼル発電機用海水ストレーナ)

評価対象部位	材料	温度条件(°C)	S <sub>y</sub> (MPa)	S <sub>u</sub> (MPa)	F (MPa)	1.5 f <sub>t</sub> (MPa)	1.5 f <sub>s</sub> (MPa)	1.5 f <sub>c</sub> (MPa)
蓋, 支持脚	SCS14	50*	180	429	185	—	—	184
基礎ボルト	SS400	50*	231	394	231	173	133	—

注記 \* : 周囲環境温度

表 4-2 評価条件 (風荷重)

q (N/m <sup>2</sup> )	G (-)	C (-)	A (m <sup>2</sup> )
960	2.2	2.4	1.29

表 4-3 評価条件 (蓋)

p (N/mm <sup>2</sup> )	a (mm)	h (mm)
0.0115	460	28

表 4-4 評価条件(支持脚及び基礎ボルト)

$g$ ( $m/s^2$ )	$F_v'$ ( $N/m^2$ )	$A_1$ ( $m^2$ )	$B_{x1}$ ( $mm$ )	$B_{x2}$ ( $mm$ )	$B_{y1}$ ( $mm$ )	$B_{y2}$ ( $mm$ )
9.80665	7565	1.46	100	15	15	95

$L_H$ ( $mm$ )	$L_1$ ( $mm$ )	$D_o$ ( $mm$ )	$H_s$ ( $mm$ )	$m$ ( $kg$ )
270	540	1360	945	2050

ボルト サイズ	$N$ (-)	$n_f$ (-)	$A_b$ ( $mm^2$ )	$h$ ( $mm$ )	$W$ ( $N$ )
M20	4	2	314.2	600	2960

5. 強度評価結果

降下火砕物等堆積時の強度評価結果を表 5-1, 表 5-2 及び表 5-3 に示す。

支持脚及び基礎ボルトに発生する応力は, 許容応力以下である。

表 5-1 ディーゼル発電機用海水ストレーナの評価結果 (蓋)

評価部位	材料	応力	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
蓋	SCS14	曲げ	3	180

表 5-2 ディーゼル発電機用海水ストレーナの評価結果 (支持脚)

評価部位	材料	応力	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
支持脚	SCS14	圧縮	2	184

表 5-3 ディーゼル発電機用海水ストレーナの評価結果 (基礎ボルト)

応力分類	風荷重Wによる応力 (MPa)	許容限界 (MPa)
引張	31	173
せん断	3	133
組合せ	31	173